

平成30年度 政務活動費 内訳

会派名： 志政会

議員名 項目	志政会				計
調査研究費 ①燃料費 (年間支出額)	()			()	0
調査研究費 ②通信費 (年間支出額)	()			()	0
調査研究費 ③通信費					0
調査研究費 ①～③以外					0
研修費					0
広報費	833,778				833,778
広聴費					0
要請及び 陳情活動費					0
会議費					0
資料作成費	536,544				536,544
資料購入費 ①新聞購読料					0
資料購入費 ②その他					0
人件費					0
事務所費					0
計	1,370,322				1,370,322

(様式3)

3. 広報費

《領収書添付用》

志政会

領収証		No. _____ /
志政会 様		H30年 7月 19日
金額	¥ 15,184.80 -	
内 消費税等	但 H30.7/22-7/23 チラシ折込料金 上記正に領収いたしました	
現金		
振込	✓	
株式会社 東洋広智社 〒286-0204 千葉県富里市大和7-1-2 TEL 0476-36-7784 FAX 0476-36-7984		
T14110680		収入印紙 日本政府 200円 抜者印

(様式3)

3. 広報費

《領収書添付用》

志政会

領収証		No. 2
志政会 様		H30年 9 月 21 日
金額	¥ 2 1 9 7 8 -	
内 消費税等	但 H30.9/25 チラシ折込料金 上記正に領収いたしました	取入 印紙
現金 振込 ✓	株式会社 東洋広 〒286-0204 千葉県富里市大和 1-10-2 TEL 0476-36-7784 FAX 0476-3627034	扱者印
T14110680		

(様式3)

3. 広報費

《領収書添付用》

志政会

領収証		No. 3
志政会 様		H30年11月29日
金額	¥81718-	
内 消費税等	但 H30.12/2 チラシ折込料金 上記正に領収いたしました	
現金		
振込	✓	
株式会社 東洋広告		
〒286-0204 千葉県富里市大和750 TEL 0476-36-7784 FAX 0476-36-7784		
T14110680		

(様式3)

3. 広報費

《領収書添付用》

志政会

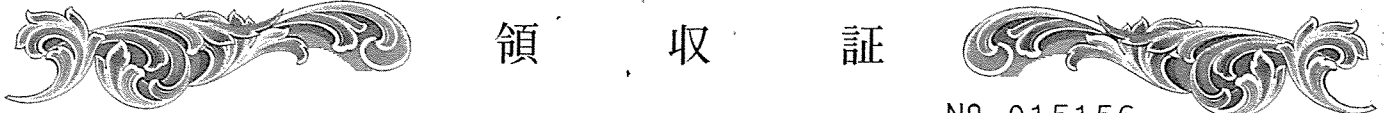
領収証		No. _____	
志政会 様		H30年12月4日	
金額	¥ 19780 -		
内 消費税等	但 H30.12/9 チラシ折込料金 上記正に領収いたしました		
現金	振込 V		
株式会社 東洋広告		印紙	
〒286-0204 千葉県富里市大和7		扱者印	
TEL 0476-36-7784 FAX 0476-36-3087		T14110680	

(様式3)

3. 広報費

《領収書添付用》

志政会



領 収 証

福島浩一 志政会 様

No 015156

30年 4月 2 日

金額

¥128,646-

上記の金額正に領収いたしました

但し EX 含む他

現金	<input checked="" type="checkbox"/>
小切手	<input type="checkbox"/>
手形	<input type="checkbox"/>
消費税	<input type="checkbox"/>



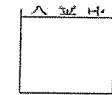
手川ロジネクス株式会社

代表取締役 阿部 吉 義

本 社 〒284-0023 千葉県成田市北総1番地 ☎0478-58-2155
 成田支店 〒284-0221 千葉県成田市北総443 ☎0478-58-6622
 北総営業所 〒284-0023 千葉県成田市北総1-471-2 ☎0478-58-2155

収入印紙

日本政府 200円



6

(様式3)

3. 広報費

《領収書添付用》

志政会

領 収 証

福島浩一 志政会 様

No 016332

H30年6月29日

金額

¥ 65,661-

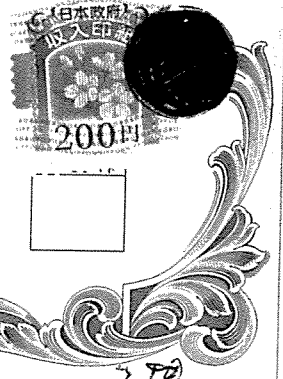
上記の金額正に領収いたしました
但し紙幣用紙他

現金	✓
小切手	
手形	
消費税	

子儿ビザ株式会社

代表取締役 岡部 吉 豊

本社 〒266-0001 茨城県水戸市西町1-1-1 電話 0432-211211
 成田支店 〒287-0201 千葉県成田市成田1-1-1 電話 0476-48-8672
 北総営業所 〒287-0401 千葉県北総市北総1-1-1 電話 0478-58-2155





(様式3)

3. 広報費

《領収書添付用》

志政会

領 収 証		№ <u>016333</u> H30年9月28日
福島浩一志政会 様		
金額	¥ 51029-	 入金印 <input style="width: 50px; height: 30px;" type="text"/>
上記の金額正に領収いたしました 但しに用紙他		
現金	<input checked="" type="checkbox"/>	<div style="text-align: center;">  子儿国政会株式会社 代表取締役 阿部 吉 豊 本社 〒266-0011 千葉県千葉市中央区新大塚5-1-13 ☎043-251-2113 成田支店 〒287-0212 千葉県成田市大塚5-1-3 ☎0476-286721 北総営業所 〒287-0412 千葉県北総市北総4-7-2 ☎0478-58-2155 </div>
小切手	<input type="checkbox"/>	
手形	<input type="checkbox"/>	
消費税	<input type="checkbox"/>	

(様式3)

3. 広報費

《領収書添付用》

志政会

領 収 証

福島浩一 志政会 様

No 016334

H30年12月28日

金額

¥104,835-

上記の金額正に領収いたしました
但しその他

現金	<input checked="" type="checkbox"/>
小切手	<input type="checkbox"/>
手形	<input type="checkbox"/>
消費税	<input type="checkbox"/>

子儿西シネマ株式会社

代表取締役 吉 豊

本社 〒266-0001 千葉県市川市堀田5-3-11 電話 ☎0476-82-1171
 成田支店 〒287-0211 千葉県成田市成田4-3-11 電話 ☎0476-82-2672
 北総営業所 〒287-0401 千葉県市川市北総4-7-2 電話 ☎0478-58-2155



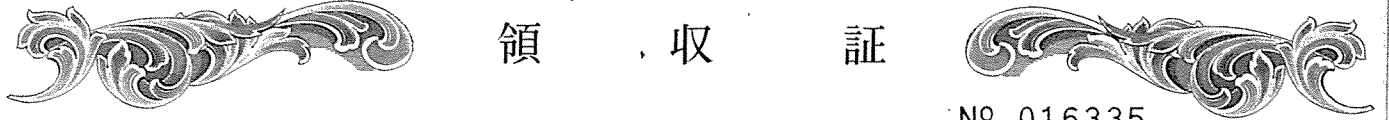
入 票 日

(様式3)

3. 広報費

《領収書添付用》

志政会



領 収 証

福島浩一 志政会 様

No 016335

H31年 2 月 28 日

金額

¥ 58,633 -

上記の金額正に領収いたしました
但し分7他

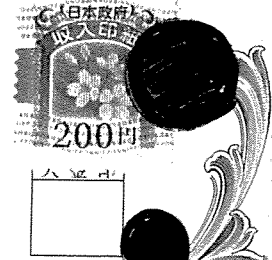
現金	✓
小切手	
手形	
消費税	



手元印字株式会社

代表取締役 阿部 吉 泰

本 社 〒286-0033 千葉県千葉市中央区新地 0476-82-2155
 成田支店 〒287-0221 千葉県成田市北町3-3 0476-82-2155
 北総営業所 〒287-0042 千葉県北総市北総1-7-2 0478-58-2155



10 号

志政会

成田市議会報告

6月定例議会

橋賀台小学校東棟大規模改造工事・本
城小学校増築棟防音工事の請負契約の承
認、副市長の選任など

6月2日から6月20日まで、6月定例議会が開催されました。審議した案件は、次の通りです。

- 【議案】
 - 成田市税賦課徴収条例の一部改正
 - 成田市都市計画税条例の一部改正
 - 成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
 - 成田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を正
 - 介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定
 - 成田市介護保険条例

- 専決処分の承認（成田市税賦課徴収条例の一部改正）
- 専決処分の承認（成田市都市計画税条例の一部を改正）
- 専決処分の承認（成田市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部改正）
- 専決処分の承認（成田市国民健康保険税条例の一部改正）
- 成田市立橋賀台小学校東棟大規模改造工事（建築工事）請負契約の締結
- 成田市立本城小学校増築棟4級併行防音工事（建築工事）請負契約の締結
- 市有財産の取得（救助工作車Ⅲ型）
- 市有財産の取得（小型動力ポンプ付水槽車）
- 橋梁補修工事（郷部大橋）請負契約の変更

大橋）請負契約の変更

【追加議案】

- 副市長の選任の同意（小幡章博氏）

【請願】

- 障がい児・者の生きる基盤となる「暮らしの場」の拡充を求める請願書
- 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 「国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書

- 「その他報告」
- 100万円以下の損害賠償（4件）、訴訟案件（1件）、各会計の繰越明許費繰越計算書（8件）
- 法人の経営状況（1件）、

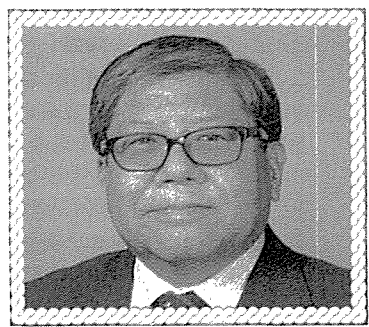
総務常任委員会

◆成田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を制定するについて、「今回の条例改正に伴う影響は」との質疑で、「市民税については、基礎控除額は上がるが、年金や給与の控除額が下がることにより、大きな影響はないと考える。たばこ税については、平成30年度では、4,300万円ほどの増収になると見込まれる。わがまち特例については、現在、対象者がいないため、影響はないと考える。中小企(き)業(ぎょう)者(しゃ)等(とう)の償却資産については、先端設備等(とう)に該当するものは減税の対象となるが、申請者数が確定しておらず、また、導入する先端設備等(とう)の取得価格や耐用年数により算出される税額も異なることから、現在のところは、不明である」との答弁。

◆市有財産の取得について（救助工作車Ⅲ型）ですが、「国の補助対

象になると思われるが、どの程度の補助金が見込まれるか」との質疑で、「緊急 消防援助隊 設備整備費 補助金として、4,979万9千円が交付される予定である」との答弁。

◆市有財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車（1万リットル））ですが、「現在配備されている車両の老朽化及び機能低下のため、新たな車両を購入することであるが、これまでの出勤頻度は、どの程度であったのか」との質疑で「現在の車両では、過去10年間で51件の火災出勤があった」との答弁。

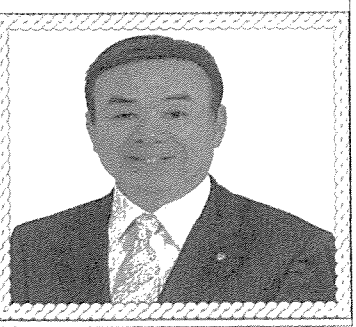


建設水道常任委員会

◆橋梁補修工事（郷部大橋）請負契約の変更について「多額の設計金額の変更が生じているが、当初設計の際に、現場の確認をしておかなかったのか」との質疑で、「当初の積算では、PCBなどの有害物質についての確認はしていましたが、今回の追加工事の原因となった鉛成分を含むさび止めについては、塗装歴に記載がなく、不明確であった。また、現場が14メートル以上の高所(こうしょ)であったため、サンプルを採取しての事前の試験が難しかった。発注後に、足場を組んでから試験を行った結果、鉛が入っていること

が確認できたので、積算を直しした」との答弁。

また、「工期が2カ月延長されることであるが、通行への影響は」との質疑で、「工期延長による交通規制の変更はない。平成29年12月議会では、「夜間の片側相互通行で2日程度」ということで説明したが、極力、交通規制を行わない方向で、業者と最終調整を行っている」との答弁。



発行者

平良清忠 成田市玉造4-23-9
福島浩一 成田市伊能1230

教育民生常任委員会

◆成田市 家庭的保育事業等(とう)の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するについて「小規模保育事業者の代替保育について、連携が進む見通しはあるのか」との質疑で、「現在、代替保育の連携をしている小規模保育事業者は8園中1園であるが、今回の条例の改正により、連携の対象が緩和され、連携がしやすくなる」と考え

る。規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて「看護小規模多機能型 居宅介護に定める指定要件緩和の具体的な例は」との質疑で、「改正前は、法人に限るという要件であったが、訪問看護の確保が難しいことから、医療機関の開設者にまで緩和されたことが挙げられる」との答弁。

◆成田市立橋賀台小学校 東棟 大規模改造工事(建築工事) 請負契約の締結について、「改造後に、2階では普通教室が減り、新たにコンピュータ室が設置されているが、その理由は」との質疑で、「コンピュータ室は、もともと西棟校舎に配置されていた。新たなコンピュータ室の設置は、西棟校舎と東棟校舎の部屋の配置を変えたことによるものであり、普通教室の数が減るものではない」との答弁。

障がい児・者の生きる基盤となる「暮らしの場」の拡充を求める請願書について

障がい児・者の生きる基盤となる「暮らしの場」の拡充を求める請願書について、この請願書は3月に提出され不採択となった請願で、再び請願者は全国障害者問題研究会千葉県支部長で変わらず、紹介議員を変えての再度の提出で請願内容は前回と変わらず請願項目が、「障害者が「暮らしの場」を選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保すること」、「入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の支援で整備

すること」、「前2項を実現するために、障害者関係予算を大幅に増額し、施設の重要な担い手になっている地方公共団体を財政支援すること」になっており、3月議会では、請願項目の中にグループホームや入所施設・通所施設などの社会資源充実、福祉人材を確保するというようなことが明記されているとされ、本市の場合、通所施設等については、既に拡充が図られている。入所機能を備えた地域生活支援拠点という言葉が入っています。が、何を指して言っ

ているのか理解できないので、本市に沿えない文言が入っていること、採択に対し反対いたしました。

不採択

採決では、紹介議員ですら不採択と不採択となった案件が、不採択とした紹介議員を通じて、今議会に再び請願として挙げられました。教育民生常任委員会での審査では、同じ案件なので会派(志政会)としては、不採択選択を致しましたが、「情勢と請願者が違った」ことにより採択となりました。本会議においても採択となりました。

新市場輸出拠点化等特別委員会

【報告】施設整備の進捗状況については、既存物件の解体工事がおおむね終了し、現在は埋蔵文化財調査を実施、7月以降に造成工事を予定している。また、再整備建設及び再整備造成等基本・実施設計業務委託については、平成30年3月に実施設計を完了した。また、土壌調査については、土地を購入した際に、千葉県から「汚染はない」との回答を得ていたが、独自に調査を行った結果、改めて汚染がないと確認した。

次に、移転に向けた検討・調査等については、3月に実施したアンケートで、場内事業者の約65%に当たる22事業者から、新市場への移転に前向きな回答を得ているが、情報不足を理由に移転の判断が困難と回答した事業者や、移転の費用負担を心配する意見もあるため、新市場の使用料や移転支援策、販売促進などのテーマについて、場内説明会を逐次開催しているとのことでした。なお、施設使用料については、緩和措置を設け、段階的な値上げを提案している。また、市場全体の運営について、最適な事業手法の検討を行い、事業推進に向けた各種検討課

題等を明確にするため、調査・検討を行った上で、想定される管理・運営事業手法として、開業当初は市直営を採用し、徐々に指定管理者へ業務が移行していくことも想定しておく必要があるとのことでした。また、高機能物流棟の場内事業者を公募で決定するため、6月18日より募集要項案を公表し、意見や質問を募って事業者との個別対話を実施した上で、正式な募集要項として、7月下旬に事業者の募集を開始し、9月下旬に選定結果を公表する予定。次に、新生成田市場のPRについては、台湾 桃園市で開催された「2018 桃園 農業博覧会」や、自民党本部前で開催された「ちば大地と海の恵み物産展」に参加し、新生成田市場をPRした。

質疑で、「場内事業者を対象に実施した移転支援に係るアンケート集計結果は、今後どのように反映させていくのか」との質疑で、「他市場での支援策を参考に策定した現段階での支援策を基本として、財政的な制約がある中で、どこまでの支援を実施できるか検討していきたい」との答弁。また、

「管理・運営業務について、指定管理者制度を導入していく際に、市場の特殊性を鑑みれば、公募をする必要性はないのではないか」との質疑で、「新生成田市場は、従来の市場と違う新たな視点が必要になる。幅広く、様々な運営ができる事業者に参加してもらい、民間の知恵を生かし経営してもらうのが望ましいあり方と考え、公募という手法を採用した」との答弁。

【報告】輸出拠点化推進事業については、平成29年度 実施事業については、成田市場関係者、生産者団体、物流事業者で構成する「成田市場 輸出拠点化 推進協議会」において、農林水産省からの支援を受けて進めている「国際農産物等(とう)市場構想 推進事業」の一環として、農水産物の輸出拡大に向けた調査・研究を実施したとのことでした。また、3月には、成田市場)の青果物 卸会社と、フランクフルト市場関係者及び輸入商社とで「日本産 青果物 輸出入にかかる覚書き」を締結したとのことでした。また、中国 西安への水産物の試験輸出を実施するとともに、西安咸陽 国際空港 隣接の会場でレセプションを開催し、新生成田市場の輸出拠点機能と日本の生鮮水産物のPRを実施した。平成30年度 実施事業については、各事業者の輸出支援として、

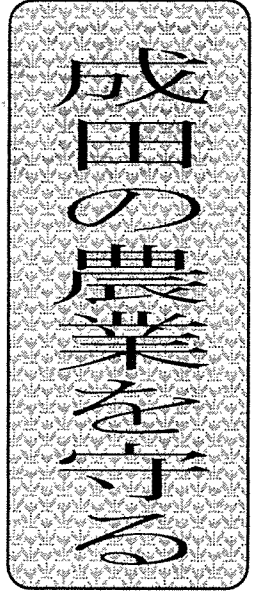
場内事業者にバイヤー等との商談の機会を提供することを目的とした食品輸出に特化した展示商談会である「日本の食品 輸出EXPO」への出展や、新市場のPR映像及びパンフレットの制作を計画している。場内事業者の輸出拡大に向けた取り組みについては、成田市場の水産物卸業者により設立された「成田市場 水産物 貿易協同組合」が、タイ・バンコクで開催された総合見本市に出展し、販路拡大のための展示・商談を実施し、有望な取引先ともネットワークを構築できたため、今後、詳細な商談を継続していく。

質疑で「森田千葉県知事が頻りに、海外、特に東南アジアへトップセールスを行い、今後もシンガポールやベトナムに行く予定とのことだが、市として千葉県と連携し、その上で補助をいただいているという考えはないのか」との質疑で、「桃園や「ちば大地と海の恵み物産展」でのPRは、千葉県と一緒にやった。様々な連携をし、PRしていきたいと考えている。また、現在、整備に対する県の補助は、ないのが実情だが、販路拡大に関しては、「成田市場(しじょう) 水産物 貿易協同組合」が補助の申請を行っている」との答弁。

議会報告

発行：2018.9.25

一般質問の中から



米の生産調整の効果は

【問い】米の生産調整について、

米の1人当たりの年間消費量は、昭和37年度をピークに118kgの米を消費していたのが減少傾向にあり、平成27年度には、その半分程度の55kgにまで減少して。今後、人口が減少する中で、高齢人口(65歳以上)割合は大きく増加し、生産年齢人口(14~64歳)は大きく減少する見込みで、需要に即した主食用米の生産を進め、飼料米や多用途米の生産コスト削減とあわせて、海外から輸入している農作物について、日本国内の作付けの拡大を図るため、水田活用の直接支払い交付金を交付し、水田フル活用が平成37年度を目標に進められている中、国から都道府県に対しては、米の生産数量目標の配分が平成29年度をもって廃止されましたが、成田市における米の生産目安及び生産目安の達成状況についてお伺いします。また、米の生産調整の効果についてどのようにとらえているのか。

【答え】

成田市における米の生産目安及び生産目安の達成状況は、国から都道府県に対する米の生産数量目標の配分が平成29年度をもって廃止されたため、千葉県において、千葉県農業再生協議会が、「千葉県における平成29年度以降の需要に応じた生産取組方針」を策定いたしました。この方針に基づき、国が示す米の需給見通しや千葉県産米の需要実績などをもとに、生産数量目標の配分に代わる、千葉県独自の「米の生産目安」が、千葉県農業再生協議会から県内の市町村地域農業再生協議会等に対して設定され、成田市における生産目安は、2418ヘクタールとなっております。

成田市農業再生協議会において、この生産目安を達成するために、主食用米や戦略作物等の作付方針である水田フル活用ビジョンを策定し、地区別説明会を通じて生産調整を推進しております。

30年産米の生産目安の達成状況につきましては、生産目安2418ヘクタールに対し、本年8月末現在の米の作付面積は2508ヘクタールとなっております。生産目安を90ヘクタール超過しております。

次に、米の生産調整の効果についてありますが、食生活の変化や高齢化等により、主食用米の需要量は全国で毎年約8万トンも減少している中、生産調整を行うことにより、米めの過剰生産や在庫が削減されるため、米価の安定化に繋がるものと考えております。

また、主食用以外の加工用米や飼料用米の生産取組に対しては、国、県及び市の助成金が受けられ、確実な収入が確保でき安定した農業経営が可能となるものと認識しております。

戦略作物の作付状況と今後の見通し

【問い】

コメの生産目安が90ヘクタール超過しているとのことだが、本年度の場合でも加工米に対する追加補正が出ていますが、具体的戦略作物の数量はどうなっているのか。今後どのように推移をみているのか。

【答え】

戦略作物の作付面積と今後の見通しについてであります。本年度の本市における戦略作物の作付面積につきましては、8月末現在の速報値が麦5ヘクタール、大豆90ヘクタール、飼

作物3ヘクタール、その用稲114ヘクタール、米粉用米5ヘクタール、飼料用米250ヘクタール、加工用米55ヘクタールでトータル922ヘクタールの作付けとなっております。昨年度の戦略作物の作付面積は56ヘクタールを比較すると、6ヘクタール程度増加しております。

また、今後の本市における戦略作物の作付けの見通しといたしましては、生産目安との兼ね合いもございしますが、ここ数年の作付面積を見ますと若干減少傾向にありますが、今後も本年度と同程度で推移していくものと考えております。

産地交付金との併用は

【問い】

産地交付金とは、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、2毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援しているものと認識しております。

千葉県農業再生協議会で策定している水田フル活用ビジョンによる産地交付金の活用方法については、稲わらのすきこみ、肥料や農薬の低減化などを行う飼料用米等の生産性向上等の取組、飼料用米・米粉用米の多収品種の取組、地域の畜産農家と連携を図る飼料用米等における耕畜連携の取組、加工用米複数

年契約の取組、麦・大豆などの団地化の取組など11項目が掲げられております。そこで昨年度の成田市における産地交付金の実績については

【答え】 昨年度の本市における産地交付金の取組といたしましては、そば・なたねの作付の取組を除く10項目の取組が該当し、主な取組といたしましては飼料用米等の生産性向上の取組が714ヘクタール、耕畜連携の取組が145ヘクタール、飼料用米・米粉用米の多収品種の取組が145ヘクタールとなっております。

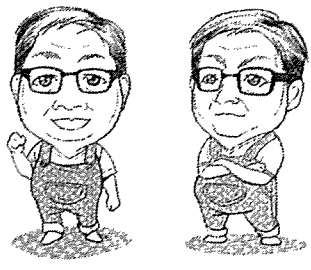
加工用米作付けが増えた理由

【問い】

本年、加工用米の作付面積が増えている理由は何ですか。

【答え】

生産取組に対して国、県及び市の助成金が受けられることや、加工用米の買取価格が上昇したことなどから飼料用米からシフトしたものと推察できる。



飼料用米の出荷体制整備の補助

【問い】 飼料米に対する出荷体制の簡素化と助成措置について、飼料米の作付けが進むと出荷体制の簡素化を図るためフレコンバック出荷が主流となるが、フレコン出荷の設備について一定に条件を付け補助はどのようになっているのか。

【答え】 飼料用米に対する出荷体制の簡素化と助成措置については、流通量の拡大が予想される飼料用米等は、飼料会社等から取引条件について、従来の30キログラム入りの紙袋から1トン入りのフレコンバッグによる納入が強く求められております。しかしながら、米農家では、一般的にフレコンバッグによる出荷施設は備えられていないのが現状であり、今後、作付面積の増加に伴い、各農家の施設整備費用の増加が予想されます。このようなことから、本市におきましては、県の「飼料用米・加工用米等流通加速化事業」を活用し、農家負担の軽減を図るため、新たにフレコンバッグ出荷に対応する施設整備に対して支援を行っています。

戦略作物作付けによる集落農業の推進は

【問い】 戦略作物推進による農業者の

所得目標につながる土地集積の考え方、飼料用米、加工米の作付けが増えることにより、多収種を目指す農業者が増えて当然集落農業や農業法人化が進むことが期待されるが、土地集積や基盤整備と合わせた地域農業の活性化をどのように考えているか。

【答え】 戦略作物の小麦や大豆、飼料

不多収品種など同一の作物を栽培している農地集積による集落農作は、農作業の効率化や低コスト化が見込まれる。

また、集団転作により団地化する中で、国、県及び市の助成金が上乘せられますので、農業者の所得向上につながり、地域農業の活性化が図られるものと考えています。

診療が再開されたが、今後の運営は

【問い】 国保大栄診療所について、前医師の急死により休診していた国保大栄診療所が8月2日から週2日木曜日と金曜日再開することができましたことは、執行部の地域医療に対するご理解をいただき医師招へいについてご努力されたことについて感謝申し上げます。現在1日平均50人程度の患者さんが見えています。また、9月3日からは月曜日と火曜日の担当する医師が見つかり週4日体制で診療できるようになり、以前と変わらない診療体制で運営がなされることとなりました。ただ、現在、非常勤医師による診療で暫定的な運営体制での運営です。今後の診療所の存続をどのように考えているのかお伺いいたします。

【答え】 国保大栄診療所については、非常勤医師の急死に伴い臨時休診としておりました。その間、千

国保大栄診療所の継続は

葉県国民健康保険直営診療施設協会などを通じ後任の常勤医師の確保に努めるとともに、緊急の対応として非常勤医師の確保に取り組んできたところ、8月より非常勤医師の確保による、毎週木曜日、金曜日の週2日での診療を再開いたしました。

さらに9月からは、国際医療福祉大学より毎週月曜日、火曜日に医師を派遣していただくこととなり、合わせて週4日での診療を行っているところであります。

大栄診療所は、地域に密着した身近な医療機関として重要な役割を果たしておりますので、千葉県国民健康保険直営診療施設協会や自治医科大学を通じた常勤医師の確保に取り組むことなど、安定した診療所の運営を目指してまいります。

恒久運営ができるのか

【問い】 この体制で恒久的な運営ができるのか。暫定的なのか。日替わりの担当非常勤医師の運営で持続的な直営診療所の運営ができるのか。

【答え】 現在の体制は緊急の対応と考えております。今後につきましては、引き続き非常勤医師の確保に取り組み、安定した診療所の運営を目指してまいります。

診療責任は

【問い】 診療責任はだれが負うのか。9月から月曜日火曜日の非常勤医師が交代で診療所の運営にあたることですが、診療責任を担う先生は決めているのか。

【答え】 診療に関する最終的な責任は、施設の開設者が負うものとされておりましては、開設者である市長が負うこととなります。なお、勤務医が治療中に過誤を生じさせた場合などは、開設者も使用者として患者に対する損害賠償責任を負担しますが、勤務医も開設者と連帯して患者に対する損害賠償責任を負います。

運営の改善は

【問い】 今の紙ベースのカルテで日替わりの何人もの先生が患者情報を共有できるのか。今までは一人の常勤医師が診療所を担当され、紙ベースのカルテで対応していたが、今回、日替わりの非常勤医師5人による診療でデータベース化しないので、安全な診療ができるのか。

【答え】 診療時に医師が患者情報や診療履歴をカルテにより確認していること、常勤看護師が診療の補助を行っていることから、十分な情報共有ができており安全な診療が行えていると考えております。

【要望】 緊急の対応体制を早期に解消していただくとともに常勤医師の診療の確立と診療所継続に向けた運営体制の確立に努力されることを望みます。

第20回 定期公演

本朝廿四考「十種舌の場」



子ども歌舞伎「白浪五人男」



御所様伝説「奇度上使」

歌舞伎 伊能歌舞伎

カブキ

○入場料 = 無料
○全席指定

平成30年11月11日(日) 開演 10:30

伊能歌舞伎公演

会場 成田市大栄公民館 7Fホール (客席数 固定450席)

◇主催 伊能歌舞伎保存会 (成田市伊能)
◇後援 伊能歌舞伎後援会・成田市・成田市教育委員会
※お問い合わせ 伊能歌舞伎保存会庶務担当 (増尾) TEL:090-2306-5979



成田市議会議員

志政会代表

建設水道常任委員会所属・成田市監査委員

た い ら 清 忠 《議会だより》

286-0011 成田市玉造 4-23-9 0476-26-1272 Email: taira.kivotada@niftv.com

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律・通称、成田財特法は、成田空港の周辺地域における公共施設を計画的にかつ総合的に整備するため、国が補助率をか



上げすることを定めた法律で、10年間の時限立法として制定されましたが、現在まで期限延長が行われてきました。来年の3月末で期限が終わることになっていますが、更に期限の延長を要望しています。

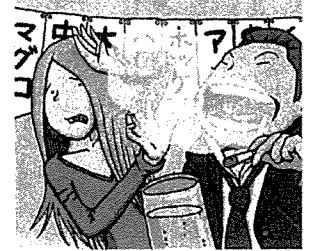
この法律によって周辺整備計画に基づき、市道の整備や成田ニュータウンにおける小中学校、保育所、公民館、公園等の建設、消防施設の整備、

下水道施設の整備などが行われました。

これまでに投資された事業費は4.900億円にもなっています。

健康増進法が改正され受動喫煙防止対策が強化されます。

7月18日、健康増進法の改正が国会で成立し、7月25日に公布され、2020年のオリンピック・パラリンピック開催までには実施することが決まりました。



しかし、今回の法律では抜け穴が多いとの指摘もあり、自治体によっては独自に条例を定める自治体もあります。

成田市は国の法律によって運用されることとその効果を検証しながら取り組んでいくとの方針のようで、積極的に受動喫煙対策に取り組む姿勢は感じられません。

国の法律では、資本金または出資の総額が5000万円以下で客席面積100㎡以下の飲食店を規制の対象外としています。

成田市内の飲食店数は650店舗あり、その半数ほどが対象外になります。

タバコの好きな人と嫌いな人がお互いを理解しあい、楽しく過ごせる環境作りが急がれます。

成田市では病児・病後児保育を行っています。



病児・病後保育は、お子さんが病気にかかった場合や回復期に保育所に預けることができなくなった場合、保護者が仕事のため、あるいは疾病、事故、冠婚葬祭などのため家庭で保育ができない場合に医療機関に併設して開設した施設でお子さんを預かる制度です。

市内には3箇所の病院にお願いして実施しています。

なのはなクリニック病児・保育室、ゼフィルス 0476-73-8110

成田市吉岡 1342-57 対象年齢は6ヶ月から小学生

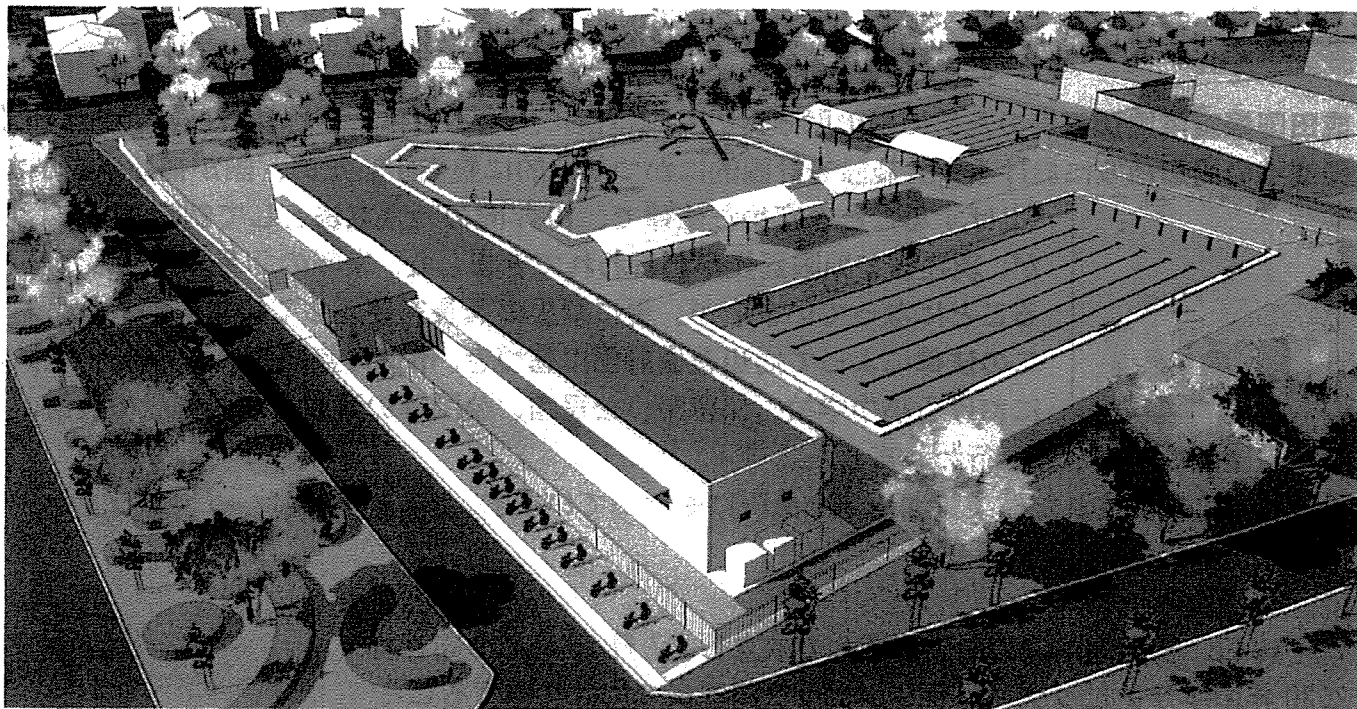
成田ナーシング保育室 0476-22-3131 成田病院内 対象年齢は6ヶ月から小学生

めだか病児保育室 0476-27-3454 中島病院内 成田市中台 6-2-1 対象年齢は同じです

利用する場合は事前に各施設に電話で問い合わせをしてください。

市役所の子育て支援課でも相談を受け付けています。0476-20-1538

成田市中台運動公園内のプールが全面改修されます。



中台運動公園のプールは、昭和 49 年に整備されてから 40 年以上が経過して老朽化が進んでいることやバリアフリーに対応していなかったことから全面改修します。

50 メートルプールは可動床方式となり、オフシーズンは、プールの底がプールサイドと同じ高さになり、フットサル使用時は 3 面、ソフトバレーボール使用時は 6 面、ゲートボール使用時は 3 面が可能となります。

管理等も立替となり。ロッカールーム、シャワールーム、車椅子用更衣室が整備されます。工事期間は、今年の 11 月から解体工事が始まり 2020 年の 3 月末の完成を目指しています。工事費用もおおよそ 17 億円ほどが見込まれています。

平成 31 年度(2019 年)の予算要望をしました。

10 月 9 日に小泉成田市長へ志政会として来年度予算要望をしました。要望の主な項目は、成田国際空港を核とした国際都市づくり、少子高齢化対策、成田市場移転再整備への取り組み、防災都市作り国際医療学園都市構想・エアポート都市構想で提案している自由貿易地域の整備、将来世代の負担となる借金を増やすことなく健全再生の維持などです。



成田市レクリエーション協会の活動

成田市レクリエーション協会には、成田市フォークダンス協会、なりたウォーキングクラブ、成田市バウンドテニスクラブ、成田市ユニカール協会、成田市ペタンク協会、成田市パークゴルフ協会、成田市指導者協議会が加盟して、市民への健康増進啓発活動を行っています。

各団体への加入は随時行っていますので、成田市レクリエーション協会事務局までお問い合わせください。TEL 0476-20-1584

議会報告

発行者
志政会議会報告 号外
成田市花崎町770成田市議会内
成田市議会議員福島浩一
成田市伊能1230番地

一般質問の中から

成田の農業を守る

新潟産米輸出解禁

11月29日に中国が新潟産米を7年ぶりに輸入解禁し、日本の20倍もの消費がある中国の輸入拡大はこれからの農産物の日本の輸出に拍車をかけられると思われる新聞報道がありました。

こうした輸出拡大に向けた状況下の中、輸出に当たり「食の安心・安全」を保証するのがGAP認証が必要不可欠となります。今回はこのGAP認証に当たっての具体策等市の対応について質問いたしました。

農産物の輸出に向けたGAPの推進は

【問い】
GAP認証の推進に当たつ

ては、今までも何度か質問いたしました。今回は、少し掘り下げて質問いたします。

今まで勘と経験で行われてきた農業を経営改革することで農産物の輸出に対応した経営が不可欠になると考えております。

日本食はヘルシーで美しくおいしいという理由から世界各国でブームになっていて、海外において、日本食レストランも増大の道をたどっています。それに加えて、日本の食料品の輸出は2020年の1兆円の目標を待たずに達成する見込みで、今まで生産調整されていた生産物が、大幅に増加する需要が拡大する海外に向き、輸出することで海外の富裕層に流れ、日本国民の大多数は海外からの輸入食材と農業生産物を購入することになる

世界で農林水産物の空洞化が起きている可能性はあると考えています。国民の節約手法の第一に食品が安心安全よりも販売価格が消費者の重要な選択肢になっていることによるものだと思います。

政府が前面にGAP認証取得を農林水産省に促しているのは、2020年の東京オリンピックピックパランピックにおいて海外の選手や各種サポートスタッフに提供する農業生産物の条件としてGAP認証取得農場からの出荷品であることが、必要不可欠で、過去の開催国の状況から要求されると思われています。しかし、このためにGAP認証に取込まれる農業者及び運用団体は2%程度に過ぎないと言われていました。また、農業者からは

「オリンピックといった一過性のイベントのため高額な費用をかけて認証をとるという選択はできない」と考えているのが実情で、今後の農業者のGAPの対応として、オリンピックの開催や企業の輸出戦略に関係なく、GAPの取得が消費者に「安心・安全」な農産物を供給する次世代を担う農業者には必要なことだと認識はしております。農業生産者はGAP認証を取得するために様々な体裁を整えていかなければならないことは言うまでもありません。

市内農業者に対し、GAP認証の啓発を輸出拠点市場を運営計画する市として日本でも一番先に取り組まなければならぬと考えますが、どのような推進をしていくのか。【答え】輸出を見据えた農業者に対するGAP認証の取得推進について、GAP認証には、近年、欧米をはじめとする農産物の輸出相手国の需要者からは、取引要件として国際水準の認証を求められることが多く、さらに、国内の需要者からも、食の安全や環境保全への関心の高まりを背景として、こうした国際水準を満たす農産物への期待が高まっております。しかしながら、GAP認証を取得するためには、第三者による公平な審査に合格する必要がある、取得までの作業や、取得及び更新の手続きに要する時間や費用が必要となること、または必要性を感じないという農業者の声などがあり、国内での普及がなかなか進んでいないのが現状であります。このような状況において、国、県では、GAP認証にかかる費用を補助する制度を創設し、取得促進に向けた支援を実施しているところであり、GAPの推進にあたり、「GAP認証の取得」及び「GAPをする」の両方の施策を進めております。「GAP認証の取得」とは、取引先や消費者が直接確認できない生産工程における、食品安全、環境保全、労働安全等の持

続可能な取り組みを第三者が審査して、証明することにより、生産工程の見える化が実現し、取引上選択されやすくなることや、消費者に安心して商品を購入してもらえることが期待されておりま

「GAPをする」とは、農業者自らが生産工程管理を実施することであり、農業現場において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保することにより、適正な農業経営管理が確立し、品質向上、経費節減、農作業事故の減少、農業従事者の責任感・自主性の醸成等の実現が期待されておりま

踏まえ、市内農業者を対象に本年度も研修会の実施を予定しております。

市場情報の提供や先進的な取り組み農場等での視察研修を行う中で、「GAPをする」ことの重要性、「GAP取得」の必要性等について理解を深めていただき、GAP制度に関わる疑問点、心配ごと等の農業者からの声、関係機関・団体からの意見を聴くことで今後の支援策に繋げるとともに、輸出に関わるGAP認証の取得について市内農業者の意識の醸成、取り組み意欲の向上を図ってまいります。

「スマート農業」の推進でGAP認証の簡素化

【問い】

現在、記帳や栽培管理の記帳などを実施している農業者は出荷のための栽培管理の記帳と税金申告での記帳が主で労務管理など生産工程管理全般まで把握している農業経営者は少なくないと考え

ます。そこで、スマート農業を導入することで栽培管理や経営を把握することができると考えております。スマート農業とは、ロボット技術や情報通信技術を活用して、労力の省力化、作業の精密化や作物の高品質生産する新たな農業のことです。

生産工程管理を実施していくに当たり、農業生産活動に伴う様々な情報の記録が必要となることが生産者の負担となっている現状を踏まえ、管理体制の改善、効率化を支援するICTの活用による農業経営・栽培支援システムが多く出てきております。この支援システムでデータを扱うことでGAP認証にも役立つことから、国において31年度の

の農林予算の概算予算の枠の中にスマート農業の実証試験として50億円の予算を盛り込んでおります。市では、スマート農業についてどのように考えているのか。

【答え】

農業経営・栽培支援システムは、これまで農場

経営の中で整理・共有されてこなかった生産工程や農場のルール、資材・作物に関するデータなどの情報やこれまで認識されていなかった資材の在庫データ、収穫出荷台帳などの情報がシステム化することで、明文化・数値化され共有されることとなります。これらの情報が蓄積され、共有されることにより生産工程管理の中でさまざまな改善効果が期待されます。

今後、スマート農業の活用は、農業経営・栽培支援システムの分野だけではなく、既に農業機械等にも及んでおり、農業経営における生産性の向上や労働力削減効果などにつながるものと考えております。

【要望】

日本の農業は、記憶したり判断したりする頭脳の「脳業」や物事を成し遂げる「能業」と表現させることも多く、体力だけでなく五感をフル活用し駆使して営む業種であり、昔から農業は「きつい・汚い・危険」というイメージを抱いており、

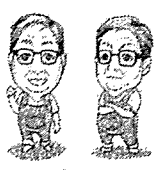
もうからない仕事の代表のように語り継がれてきております。農業に人材が入ってきたくれないという現状を打破するため、「スマート農業」を推進することにより、農業にイノベーションを起こすことにより「新3K」「かつこよく、稼げて、感動のある」農業の確立と「食は命」に基づき「食の安全・安心」のための「スマート農業」の推進は必要と考えます。

特にGAP認証に当たって農業法人や企業農業は認証が取りやすい状況下で、現在本市が農業政策として押し進めている集落営農を核として農業法人化や農協の団体認証には認証申請が複雑で、基礎となる生産工程管理の統一化のためにも、

現在、昨今、農業経営・栽培支援システムが多く出てきております。この支援システムでデータを扱い、GAP認証にも役立つシステムが出てきております。スマート農業の経営支援システムの導入により経営実態の把握に努めることによりデータの集積

から基礎的データを取り出し認証の手續きが簡素化できると思います。また、スマート農業を実践することにより、今まで勘と経験に頼ってきた農業の栽培体系がデータベース化により新規就農者が蓄積したデータに基づいて農業を営むことが容易にできるようになるのではないかと考えます。農業者がわかりやすく「GAP認証」に入れることの周知が今、行政としてやらなければならないと考えます。

輸出拠点を重点とする市場を運営する地元市として「安心・安全」な農産物を生産することが新市場の価値にもつながります。他の産地より先駆けて特産物のGAP認証をするための努力をする必要があります。国、県の動向を見ながら検討するでは対応が遅すぎると思いますので、今後の取り組みを早急に求めます。



志政会

成田市議会報告

12月定例議会 委員会審査

教育民生常任委員会

地域コミュニティと市民の健康づくりに資する公の施設として適正な管理運営を行うための条例制定。
成田市中郷ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例を制定するについて「地元で管理をしていきたい」といった話が出ているのか」との質疑で、「市としては、地元の方による地域活力を生かした指定管理をしていただくようお願いしているところであり、今後も協議を続けていく」との答弁。

自転車等の放置防止

自転車等放置禁止区域として指定しているJR成田駅、京成成田駅の周辺、京成公津の杜駅周辺以外の公共の場所等、良好な生活環境の確保と街の美観維持を図るため、放置自転車等の撤去等に係る規定を整備成田市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正について

「放置自転車に対し、どのように対応していくのか」との質疑で、「駅周辺の放置禁止区域については、委託により見回りや警告書の貼付を行っている。放置禁止区域外については、地元住民や自治会長等から通報があった場合には、市職員が現地に行き、対応する形を考えている」との答弁。

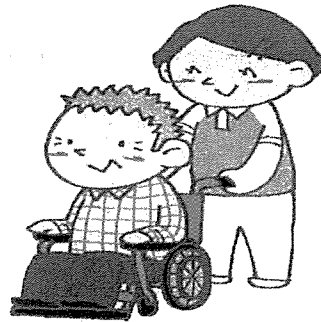
中郷ふるさと交流館共用開始

4月1日から供用を開始することに伴い名称を「中郷ふるさと交流館」と定め市民の地域活動の支援及び

介護保険特別会計補正予算

平成30年度成田市介護保険特別会計の補正予算ですが、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び前年度からの繰越金を財源として、介護予防・生活支援サービス事業費を増額するものです。あわせて債務負担行為で、今年度中に契約事務を行う必要がある業務について、債務負担行為を設定するものです。成田市介護保険特別会計補正予算で、
「介護予防・生活支援サービス負担事業に係る事業費を増額補正するに至った要因は」との質疑で、「介護予防・生活支援サービス負担事業の事業費については、高齢者数の伸びなどを勘案し、算

定している。当初予算の編成時において、直近1年間の要支援者数の伸びが1.6%増であったため、事業費の伸びを低めに見積もっていたが、本年9月末日の要支援者数は、6.9%増と当初の見込みよりも伸びたことと、平成30年の介護報酬の改定により、本市の地域区分が変更され、介護予防・生活支援サービスについても単価が引き上げられたことによるものである」との答弁。



経済環境常任委員会

成田市農業集落排水事業

特別会計補正予算

平成30年度成田市農業集落排水事業特別会計補正予算であります。繰入金及び前年度からの繰越金を財源として、職員人件費を増額しするもので、あわせて債務負担行為では、今年度中に契約事務を行う必要が

ある業務など2件の債務負担行為を設定しようとするものです。

「職員の職務の級に変更があったようであるが、どのように変わっているのか」との質疑で、「当初予算では、農業集落排水事業に従事する職員2名の内、1名の職員の職務の給与が高い職員が配属となったことから、今回、職員人件費の増額補正を行った」との答弁。

建設水道常任委員会

建築基準法の認定業務

の手数料改正

建築基準法の一部を改正する法律の一部が施行されたことにより、建築基準法に基づく特定行政庁において建築物の敷地と道路との関係の特例に係る認定事務を行うこととなったことから新たに当該認定事務に係る手数料を定める。
「今回追加する手数料に係る許可件数は、過去3年間で何件あったか」との質疑で、「過去3年間で、県が特例の許可をした件数は、4件であった。そのうち、市で認定する内容となるものは、1件であった」との答弁。

並木町流末排水整備工事

並木町大久保台地区の市

道並木町大久保台1号線他7路線の流末排水となる調整池築造工事が竣工したことから、当該調整池への流人管渠の築造工事を行うものであります。本工事の契約については、電子入札システムを利用した総合評価方式による制限付一般競争入札により請負業者を決定し、契約の締結。

「延長166.5メートルの管渠があるが、管理上、適正か」との質疑で、「下水道施設計画・設計指針において、今回設置する直径1,500ミリメートル以下の管渠については、延長150メートル以下が適正とされているが、推進工法等を用いる場合には、現場の状況や維持管理の方法等を考慮して、適宜、間隔を広げること

発行者



平良 清忠
成田市玉造4-23-9
Tel 26-1272

福島 浩一
成田市伊能1230
Tel 73-5312



総務常任委員会

工業規格が日本産業規格になる 関係条例改正

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例の整理に関する条例で、工業標準化法の一部が改正され、「日本工業規格」の名称が「日本産業規格」に変更されたことにより、規定の整理を行うために成田市行政不服審査法施行条例ほか2条例についての条例改正。

「日本工業規格が日本産業規格に変わるが、名称以外に市役所内で変更に伴う影響はあるのか」との質疑で、「関係条例、規則の改正以外は特段の影響はない」との答弁

債務負担行為と継続費との関係

平成30年度成田市一般会計の補正予算で、歳入では、国庫支出金で、259万5千円、県支出金で、58万7千円を前年度からの繰越金で4億1,828万8千円を増額する一方、諸収入で、8万1千円を減額、歳出の主なもの、総務費で、職員人件費等における3億4,890万8千円、諸費等で、1億6,947万7千円、

民生費で、私立保育園運営費支援事業等で1億5,766万9千円、増額する一方、土木費で、ニュータウン中央線整備事業で2,253万5千円を減額し、歳入歳出それぞれ4億2,138万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,054万6千円にするもの。

あわせて、継続費の補正では、ニュータウン中央線整備事業について、期間及び年割額を変更し、繰越明許費の補正では、急傾斜地崩壊対策工事及び橋りょう点検調査委託について、年度内の完了が見込めないことから、所要の経費について繰越明許費を追加するもので、債務負担行為の補正では、今年度中に契約事務を行う必要がある業務など29件の債務負担行為を追加するものです。

「今回の補正では債務負担行為が多く追加されているが、複数年度にわたる事業の予算の設定として継続費と債務負担行為があるが、どのように判断しているのか」との質疑で、「継続費は、契約行為などで将来の負担を確定させる支出負担行為も、相手方からの請求に基づき支払いを行う支出行為も可能で、債務負担行為は支出負担行為のみ可能という特徴を持つことから、設定年度において契約行為も支出も生じる場合には継続費を、議決年度において契約のみを行い、実際の支出が翌年度以降からとなる場合には債務負担行為を設定するのが一般

新市場整備・輸出拠点化等 調査特別委員会

「入札の手法としては、異業種特定建設共同企業体、いわゆる異業種JVであるが、市内事業者を構成員とすることを必須としている。また、最小出資比率を10%以上と通常より低く設定することにより、市内事業者にとって大きな負担とならずに参入しやすくなる制度設計とした」との答弁

卸売市場の再整備について報告があり、施設整備の進捗状況については、現在、造成工事及び調整池築造工事に着手しており、造成工事については平成31年2月末に、調整池築造工事に完了する予定、本体棟新築工事については、10月1日に第1回目の入札公告を行ったため、入札を中止し、11月8日に第2回目の入札公告を行ったところであり、12月26日に開札予定、高機能物流棟の入居事業者の決定について、9月25日・26日に事業者によるプレゼンテーションを行い、輸出加工エリアで6社、加工エリアで3社、ワンストップ輸出エリアで1社を優先交渉権者として選定し、集客施設棟事業者の募集では、9月20日より募集要項の公表を行ったところ、意見や質問を募るための個別対話に4社から申し込みがあったとのことでした。借地料などの条件面や集客に当たり市に期待する機能などの意見があったことから、それらの意見を踏まえた募集要項を12月4日に公表し、来年3月にプレゼンテーションを行い、優先交渉権者を選定する予定。

「質疑に入り、「本体棟新築工事について、市内の事業者が参入できる可能性は」との質疑で、

「入札の手法としては、異業種特定建設共同企業体、いわゆる異業種JVであるが、市内事業者を構成員とすることを必須としている。また、最小出資比率を10%以上と通常より低く設定することにより、市内事業者にとって大きな負担とならずに参入しやすくなる制度設計とした」との答弁

また、「新市場が開場する時期については、場内事業者の意見を踏まえて調整する考えはあるのか」との質疑で、「開場時期の目標としては2020年であるが、場内事業者の意見等」とも聞きながら、最適な開場時期について協議していきたい」との答弁。

次に、青果部の機能強化について報告があり、成田市場青果部卸売業者である成田市場青果の発行済み株式の70%が株式会社神明ホールディングスに譲渡されると公表されたことでした。神明ホールディングスは、基幹事業である米穀事業の拡充を図ることに加え、近年では青果物や水産品を含めた「川上から川下までの食のバリエーション」構築に向けて積極的に事業を展開している企業であり、成田市場青果は、青果卸売業として4社目の神明グループへの参画となることとされました。

今後は、神明グループの強みでもある産地の強固な連携による集荷力の発揮などにより、青果部の機能強化が図られることが期待されることとされました。

「質疑に入り、「神明ホールディングスが成田市場青果の株式を取得することによる影響は」との質疑で、

青果 卸売業の分野で、既に他市場において実績があること、また業務のシステム化や効率化に積極的であることから、集荷力の向上や市場間連携などの効果があると考えている」との答弁。

次に、輸出拠点化推進事業について報告があり、10月10日から12日にかけて幕張メッセで開催された食品輸出に特化した展示商談会「日本の食品」輸出EXPO」に成田市場として出展し、来場者に新生成田市場の輸出拠点機能をPRするとともに、参加した場内事業者が国内外のバイヤー等と商談を実施した。

また、場内事業者の輸出拡大に向けた取り組みとして、成田市場水産物貿易協同組合が、10月末にシンガポールで開催された「フードジャパン2018」に出展するとともに、千葉県と連携し、11月1日に千葉県市内で開催された「バイヤー招待」へ商談会や、11月16日・17日にシンガポールで実施された千葉県産農水産物のトップセールスに参加したこととしました。

「質疑に入り、「場内事業者の輸出に向けた支援策は」との質疑で、

「来年度以降に補助金を創設し、サンプル品や 渡航などに要する費用の一定割合を補助することにより、組合や場内事業者の輸出展開を支援していきたいと考えている」との答弁。

最後に、その他として、成田青果卸売協同組合から提出のあった要望書の内容について、執行部への確認を行いました。

空港対策特別委員会

夜間飛行制限緩和

早期の夜間飛行制限緩和の必要性について説明で、これまで、23時までという前提で、空港に関わる全ての運用をしてきたが、運用時間を1時間延長することに伴い、点検等の維持管理、店舗における営業時間や人員の確保、また、特に重要となる空港へのアクセスの確保に關することとして、鉄道やバスの運行、従業員の勤務体系などについて、新たな対応や運用の変更が必要となることから、できるだけ早い時期にこれらの変化への対応を開始した上で、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを万全な体制で迎えたいとの考えであり、2019年の冬ダイヤからの実施としたいとのこととしました。

次に、A滑走路における夜間飛行制限緩和に伴い、A滑走路に係る環境対策の実施に充てるため、A滑走路の夜間飛行制限緩和開始後に到来する交付時期からC滑走路供用開始前まで、周辺対策交付金の一部をA滑走路特別加算金として交付することと、対象は成田市ほか4市町とし、A滑走路に係る環境対策事業を用途として、年間総額1億円が均等配分されることとしました。なお、周辺対策交付金を増額できるのは騒防法の第1種区域が新たに指定された後となるが、それまでは従前の交付金とは別枠で予算措置を検討している。

7. 資料作成費

《領収書添付用》

志政会

SHARP

領 収 証

領収証番号 **8F11L40**

発行日 平成30年 6月11日

福島浩一事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
ご払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額	¥44,712
-----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

シャープファイナンス株式会社

近畿財務局長(12)第00239号

領 収 内 容 内 訳			
領 収 日	お支払方法	金 額	
	ご契約番号	円	
平成30年 6月 4日	口座振替		44,712
合 計			44,712

<お問い合わせ窓口>

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 06-4964-6131
FAX 06-4964-6132

XE016

〒287-0204
千葉県成田市伊能1230

福島浩一事務所 御中

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター(経理)

TEL : (06) 4964-6131
FAX : (06) 4964-6132

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払い代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収くださいますようお願い申し上げます。 敬具

領 収 証

再 発 行

領収証番号 : 101026-01
発行日 : 平成 31 年 3 月 13 日

福島浩一事務所 様	
領収日	平成 30 年 7 月 3 日
金額	¥44,712 -
お支払い方法	口座振替
但し	

上記の金額、正に受領致しました。

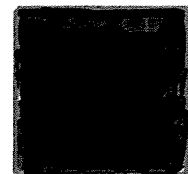
ご契約番号	[REDACTED]	
領収金額の内訳	掛金	¥44,712 -

※金額を訂正したもの、及び会社印のないものは無効です。

備考	
----	--

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

シャープファイナンス株式会社
本社 〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
近畿財務局長(12) 第00239号



〒287-0204
千葉県成田市伊能1230
福島浩一事務所 御中

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター(経理)

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払い代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収くださいますようお願い申し上げます。 敬具

TEL : (06) 4964-6131
FAX : (06) 4964-6132

領 収 証

再 発 行

領収証番号 : 101026-02
発行日 : 平成 31 年 3 月 13 日

福島浩一事務所 様	
領収日	平成 30 年 8 月 3 日
金額	¥44,712 -
お支払い方法	口座振替
但し	

上記の金額、正に受領致しました。

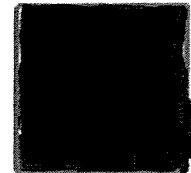
ご契約番号	[REDACTED]	
領収金額の内訳	掛金	¥44,712 -

※金額を訂正したもの、及び会社印のないものは無効です。

備考	
----	--

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

シャープファイナンス株式会社
本社 〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
近畿財務局長(12) 第00239号



〒287-0204
千葉県成田市伊能1230
福島浩一事務所 御中

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター(経理)

TEL : (06)4964-6131
FAX : (06)4964-6132

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払い代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収くださいますようお願い申し上げます。 敬具

領 収 証

再 発 行

領収証番号 : 101026-03
発行日 : 平成 31 年 3 月 13 日

福島浩一事務所 様	
領収日	平成 30 年 9 月 3 日
金額	¥44,712 -
お支払い方法	口座振替
但し	

上記の金額、正に受領致しました。

ご契約番号	[REDACTED]	
領収金額の内訳	掛金	¥44,712 -

※金額を訂正したもの、及び会社印のないものは無効です。

備考	
----	--

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

シャープファイナンス株式会社
本社 〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
近畿財務局長(12) 第00239号



7. 資料作成費

《領収書添付用》

志政会

SHARP

領 収 証

領収証番号 **8J16U72**

発行日 平成30年10月16日

福島浩一事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額	¥45,112
-----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国
際ビルディング

シャープファイナンス株式会社

近畿財務局長(12)第00239号

領 収 内 容 内 訳		
領 収 日	お支払方法 ご契約番号	金 額 円
平成30年 10月11日	銀行振込 [REDACTED]	45,112
	内)督促手数料	400
	合 計	45,112

<お問い合わせ窓口>

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 06-4964-6131
FAX 06-4964-6132

7. 資料作成費

《領収書添付用》

志政会

SHARP

領 収 証

領収証番号 8K16C20

発行日 平成30年11月16日

福島浩一事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
ご支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額 ￥45,112

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国
際ビルディング

シャープファイナンス株式会社
近畿財務局長(12)第00239号

領 収 内 容 内 訳			
領 収 日	お支払方法	金 額	
	ご契約番号	円	
平成30年 11月16日	銀行振込		45,112
	内)督促手数料		400
	合 計		45,112

<お問い合わせ窓口>

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 06-4964-6131
FAX 06-4964-6132

18

7. 資料作成費

《領収書添付用》

志政会

SHARP

領 収 証

領収証番号 **9A04W06**

発行日 平成31年 1月 4日

福島浩一事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額	¥45,112
-----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪府中央区安土町2丁目3-13 大阪国
際ビルディング

シャープファイナンス株式会社

近畿財務局長(12)第00239号

領 収 内 容 内 訳		
領 収 日	お支払方法 ご契約番号	金 額 円
平成30年 12月20日	銀行振込 [REDACTED]	45,112
	内)督促手数料	400
	合 計	45,112

<お問い合わせ窓口>

〒541-0052
大阪府中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 06-4964-6131
FAX 06-4964-6132

XE016

7. 資料作成費

《領収書添付用》

志政会

SHARP

領 収 証

領収証番号 9B11I39

発行日 平成31年 2月11日

福島浩一事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額 ￥44,712

金額を訂正したもの、領収証番号が機械印字されていないもの及び会社印がないものは無効です。

印紙税申告納付につき東税務署承認済

〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

シャープファイナンス株式会社 近畿財務局長(12)第00239号

領 収 内 容 内 訳		
領 収 日	お支払方法	金 額 円
	ご契約番号	
平成31年 2月 4日	口座振替	44,712
合 計		44,712

<お問い合わせ窓口>

〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング シャープファイナンス株式会社 事務センター TEL 06-4964-6131 FAX 06-4964-6132

